

運 営 規 定

(医療保険)

医療法人社団 仁有会
ふれあい訪問看護センター

(R6 年 6 月 1 日改定)

医療法人社団 仁有会 ふれあい訪問看護センター運営規定

(事業の目的)

第1条 病気やけが等によって在宅療養を受けている状態の者（介護保険の給付対象の訪問看護を受ける者を除く）また、難病患者、重度障害者、末期の悪性腫瘍患者等の生活の質を確保し、利用者の病状に応じた適切な看護を提供し、家庭においてより安定した療養生活が送れるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性をふまえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称：医療法人社団 仁有会 ふれあい訪問看護センター
- (2) 所在地：神戸市西区伊川谷町有瀬字屋敷前 1432-1

(職員の職種、員数、職務内容)

- 第4条 ふれあい訪問看護センターに勤務する職種、員数、職務内容は、次のとおりとする。
- (1) 管理者：看護師 1 名
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 看護師：常勤換算で 2.5 人以上配置する。
訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) リハビリ職員：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 各 1 名以上
訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、リハビリテーションを担当する。
- (4) 事務職員：1 名
必要な事務を行う。
- 2 業務の状況に応じて、職員数は増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ふれあい訪問看護センターの営業日及び営業時間は、老人保健施設ハーベスピアの就業規定に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時から午後5時までとする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) 医師の指示による処置（カテーテルの管理・創部の処置等）
- (6) リハビリテーション
- (7) 療養生活や看護方法の指導
- (8) ターミナルケア・認知症患者の看護
- (9) 社会福祉制度や介護用品の紹介

(利用料等)

第7条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、各保険の負担割合を徴収するものとする。法定代理受領以外の場合には基本利用料に相当する額を徴収する。

2 サービス利用までに中止の連絡がなかった場合は、規定通りのキャンセル料を徴収する。ただし急変などやむを得ない場合は除く。

- (1) 利用日の1日前に連絡を頂いた場合：基本料金の50%
- (2) 利用日当日に連絡がなかった場合：基本料金の100%

3 その他、利用者の申し出により、訪問看護を提供した場合は、利用料として次の額を徴収する。

- (1) 2時間を超える訪問看護料：30分毎に1000円を加算
- (2) 死後の処置料：10000円

4 訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合は次の額を徴収する。

事業所から片道10km以上300円

(通常業務の実施地域)

第8条 通常の業務実施区域は次の区域とする。

- (1) 神戸市西区
- (2) 神戸市垂水区
- (3) 明石市

(衛生管理等)

第9条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は従事者に対して衛生管理及び感染症、その他必要な知識及び技術の習得をさせる。

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情への対応)

第11条 相談・苦情に対する窓口を設置し、訪問看護に対する要望、苦情等に対応する。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を整備する
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する
- (3) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者（管理者）を定める

- (5) サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関に通報する。

(身体拘束禁止の事項)

第 14 条 事業所は原則として身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし利用者または他の利用者の生命、身体を保護するための緊急やむを得ない場合はこの限りではない。行動を制限する場合は、利用者又は家族に十分な説明を行い、同意を得るとともに経過を記録する。

- 2 身体拘束の適正化のための指針を整備し、従事者向けの研修を定期的に実施する。

(ハラスメント対策)

第 15 条 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメント防止するために必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従事者が利用者、利用者の家族等から常識の範囲を超えた言動、要求、ハラスメントを受け、相当と認められる場合はサービスの提供を制限することができる。
- 3 相談対応のための担当者や窓口を定める。

(業務継続計画のための策定等)

第 16 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従事者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(社会情勢及び天災時の訪問看護について)

第 17 条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより事業者の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整を行う。

- 2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより事業者の業務の履行が遅延もしくは不能になった場合、それによる損害賠償責任を事業者は負わないものとする。

(その他の運営についての留意事項)

第 18 条 事業所は、社会的使命を十分認識し、従事者の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従事者は業務上の知り得た秘密を保持する。
- 3 従事者でなくなった者においても、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる。
- 4 この規定に定める事項以外、運営に関する重要事項は医療法人社団仁有会が定めるものとする。

付則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。